

国東市での新婚生活を応援します！

令和
7
年度

国東市 結婚新生活 支援事業補助金

夫婦ともに
29歳以下の世帯
最大60万

夫婦ともに
39歳以下の世
帯
最大30万

結婚に伴い国東市内で新生活を始める夫婦を経済的に支援するため、
新生活に必要な経費の一部を助成します。

対象経費

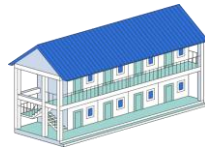
婚姻に伴う
住宅取得費



婚姻に伴う
住宅改修費



婚姻に伴う
住宅賃貸費



婚姻に伴う
引っ越し費用



※引っ越し費用単独の
補助は行いません

対象者

下記のすべてに当てはまる方

- ◎令和7年1月1日～令和7年12月31日の間に新規に婚姻した世帯
- ◎夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ◎世帯の所得が500万円未満であり、公的補助制度を受けていない

申請期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日

担当課
(お問合先)

国東市まちづくり推進課



0978-72-5186



machizukuri@city.kunisaki.lg.jp



公式HP

補助金の対象となるか、フローチャートでご確認ください

補助金対象外です

婚姻日が令和7年1月1日以降の新婚夫婦である



婚姻日において夫婦ともに39歳以下である。



夫婦の所得の合計額は500万円未満である。

※申請日時点で取得できる令和7年度所得（課税）証明書の額により確認します。
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、その年間返済額を控除した額となります。



補助の対象となる住宅が国東市にあり、定住する意思がある。



夫婦双方又は一方の住民票が補助対象となる住居にある。



他の公的制度による家賃補助または助成金を受けていない。



市税等の滞納はない。
夫婦ともに暴力団ではない。



本制度による補助を受けるのは初めてだ。



申請できる可能性があります。担当課へご相談ください。

申請書類

- (1)国東市結婚新生活支援事業補助金申請書
- (2)国東市結婚新生活支援事業補助金事業計画書
- (3)戸籍謄本
- (4)世帯全員分の記載がある住民票
- (5)所得証明書等所得のわかる書類
- (6)滞納のない証明書
- (7)住宅の売買契約書 or 工事請負契約書 or 賃貸契約書の写し
- (8)領収書の写し
- (9)住宅手当支給状況証明書（住宅賃貸日申請時のみ）
- (10)貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（奨学金返済がある方のみ）